

## 平成29年度 川崎市地域自立支援協議会災害ワーキング(案)

報告者 : 宮前区役所高齢・障害課 濱福

1

### 平成29年度 災害ワーキング上半期活動(まとめ)

平成29年4月 障害者相談支援センターと保健福祉センター等合同  
連絡会にて『障害者相談支援センターとして災害に備  
えて今すぐできることリスト』を説明  
各相談支援センターごとに取り組み開始

7月 障害者相談支援センターと保健福祉センター等合同  
連絡会にて作成した『障害者相談支援センターとし  
て災害に備えて今すぐできることリスト』を基に各  
区ごとに分かれてグループワークを実施

8～9月 市協議会災害ワーキングにおいて課題を整理  
①協議として取り組めること ②行政が取り組むべきことの  
二つに分類(次ページ表参照)

10月 災害ワーキングの今後の方向性について検討

(案)① 相談支援センター運営法人の災害時の対応について各法人に調査  
② 川崎市障害者支援センター災害時対応ガイドラインの作成

2

取組みの主体	課題
① 自立支援協議会で取り組めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「メールメニューかわさき」のサービス登録を勧める（聴覚障害者等）。</li> <li>・ 災害時要援護支援制度への登録を拒否された方にポータルサイトの利用を勧める。</li> <li>・ 住民に向けた広報が必要（家庭に小冊子を配布するなど）</li> <li>・ 障害特性に合わせた情報提供の方法は。（視覚・知的など）</li> <li>・ 意識づけが不十分である。</li> <li>・ 必ず助けに行ける訳ではないので自分の身を守るすべを支援すべきではないか。</li> <li>・ 発電機の必要な人にはその旨を伝えておく。</li> <li>・ お薬手帳とお助けカードのリンクを検討。</li> <li>・ 区内の情報を取りまとめておく必要がある。</li> </ul>
② 行政が取り組むべきこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターに設置されている防災無線機の活用方法の検討</li> <li>・ 要援護者リストに掲載されている障害者と相談支援センター利用者の突合せができていない</li> <li>・ 各センターの相談者の情報を共有し、協力体制を整える必要がある。</li> <li>・ 区内の各相談支援センターが災害時に連携できるか。（地区割りができておらず、区内全体に登録者がいるため、情報は毎日更新される。）</li> <li>・ 相談支援センターにも利用者分の備品を整えておく必要がある。</li> </ul>

3

## ● 相談支援センター運営法人の災害時の対応の調査について

法人によっては特に決められていなかったり、法人運営の施設に災害時緊急動員として配置されることになっていたり、初動対応として最寄りの法人内事業所にて情報収集、一時避難所等の協力体制をとることになっていたり、各法人によって対応は違うことが判明。

## ● 川崎市障害者支援センター災害時対応ガイドラインの作成について

### 協議内容

- ・ ワーキングチームに行政職員しかいない為、相談支援事業所の意見が抽出しにくい状況ではガイドライン作成は難しい。
- ・ 相談支援センターの体制について市で検証を行っており、体制を変更する可能性があるため、ガイドラインを作成しても短期間しか使用できないおそれがある。
- ・ そもそも自立協議会でガイドライン作成する必要があるか。防災への取り組みは市全体の課題であるため、協議会ではあるべき姿をまとめるべきは。

➡ 記意見により、一旦、ガイドライン作成は保留。

**ワーキングチームに各基幹相談支援センター運営法人から代表を選出してもらい話し合いの場を設ける。**

4

## 平成30年2月9日災害ワーキングの話し合い

---

### 意見

- 発災時にどこの機関（行政）が被害状況・安否確認等を取りまとめるのか各々の機関がちゃんと理解できていないのではないか。
- 川崎市は各区で特色がある為、災害の種類や発災時刻・規模によって、被害状況が異なってくるのが予想される。その為、各区ローカルな捉え方が必要になってくるのでは。隣の区がどのような状況か情報が流れてくる仕組みがほしい。
- 当事者だけではなく、相談支援センター職員も同様に意識づけが必要である。
- 各区では防災についての取り組みはどのようなものがあるか。
- 発災時に相談支援センターが必要な役割を取る為にも実効性のあるガイドラインを作っていく必要があるのでは。委託元の市と基幹相談支援センターとで、まずは基幹型の役割を決める必要があるのでは。
- 川崎市として、災害時に相談支援センターをどう位置づけているのか。また災害時の対応をどう取り組んでいく方向性なのかを把握しておく必要性がある。協議会としては、地域の人を巻き込みながら災害時における不安の声を市に届け、発災前の備え、災害時の意識づけ等を啓発をしていく活動をしていくべきではないか。

5

### 災害ワーキング今後の取り組みについて（案）

---

1. 災害ワーキングとしては、市としての動き（危機管理室含む）を把握し、区役所の役割（避難所開設等）や各区の災害にまつわる活動及び等について情報を集約して整理し、協議会として取り組むべき内容を検討していく。
2. 上記情報を集約して、地域の人々の意見等を拾いながら、災害時における不安の声を市に届け、発災前の備え・災害時の意識づけ等の啓発活動を行っていく。

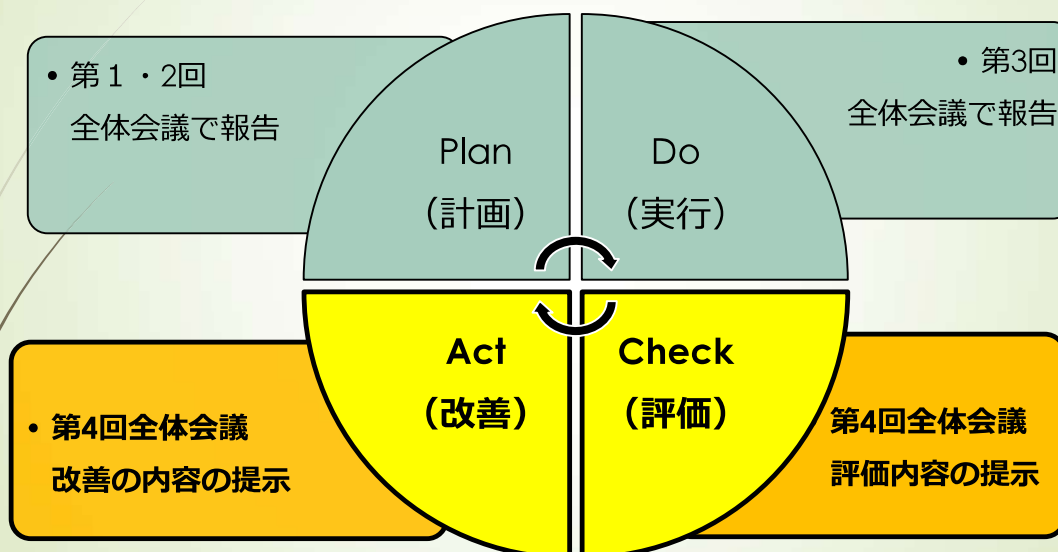


平成29年度 第4回 川崎市地域自立支援協議会 全体会議資料

# 平成29年度 市協議会 企画運営会議 課題整理ワーキング報告

報告者： 中原区役所 高齢・障害課 谷本  
多摩区役所 高齢・障害課 渡邊

## 今回の課題整理ワーキング報告について



## 年度 後半期間の活動内容

### 取組み事項

- ① 課題整理の手引き - Ver 1 - を作成した。
- ② 区協議会から提出を受けた課題の管理・把握 ※別添資料参照
- ③ 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定に対する意見について（テーマ別意見）課題傾向の分析

### 後半期間の活動内容について

- ① 各区協議会にて手引きを活用し課題整理を進めていく。活用状況のモニタリングを行い、評価していく。
- ② 課題管理を行い、課題分類・傾向分析し明確化していく。（市協議会課題管理一覧表の作成・更新）
- ③ 市協議会として、テーマ別意見の具体的取組みについて検討し市協議会企画運営会議へ報告していく。

### PD→Check 課題整理 ワーキング

### ①課題整理の手引きを活用した各区協議会 課題整理の状況について（区協議会へのモニタリング）



#### 成果（各区協議会からの意見）

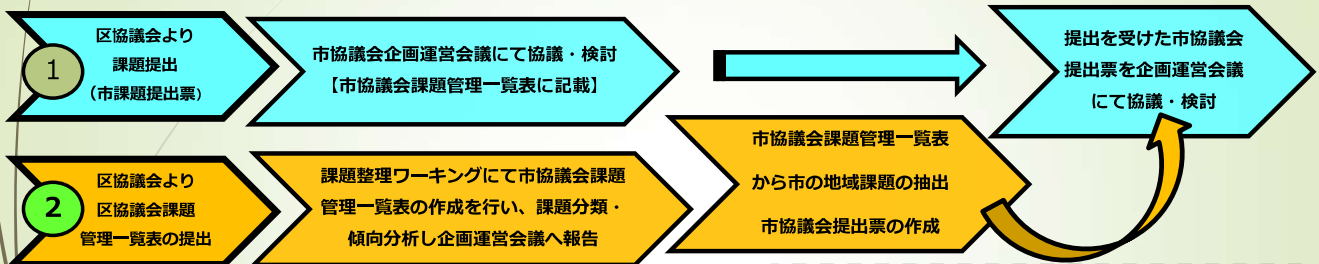
- ◆ 課題整理の手引きを活用することで、課題の取扱いの流れが、わかりやすくなった。
- ◆ 活用する書式が統一化されたので、ワーキングでの検討がしやすくなった。
- ◆ 個別の課題提出票と管理一覧表を確認して課題の統合整理がしやすくなった。

#### 改善に向けた意見

- ◆ 定例会で十分な検討をする時間が持てていない。
- ◆ 試行書式の改変が相次いだので、十分に使いこなせていない。
- ◆ 課題設定した後（一覧表転記後）、具体的な取組みまで考えられなかった。
- ◆ 企画運営会議メンバー（エンジン役）が、異動等で入れ替わっても、この取扱い方法を引き継げるか不安・・・。

PD→Check  
課題整理  
ワーキング

②新規に提出を受けた課題の管理を行い、  
課題分類・傾向分析し、明確化していく。



成果

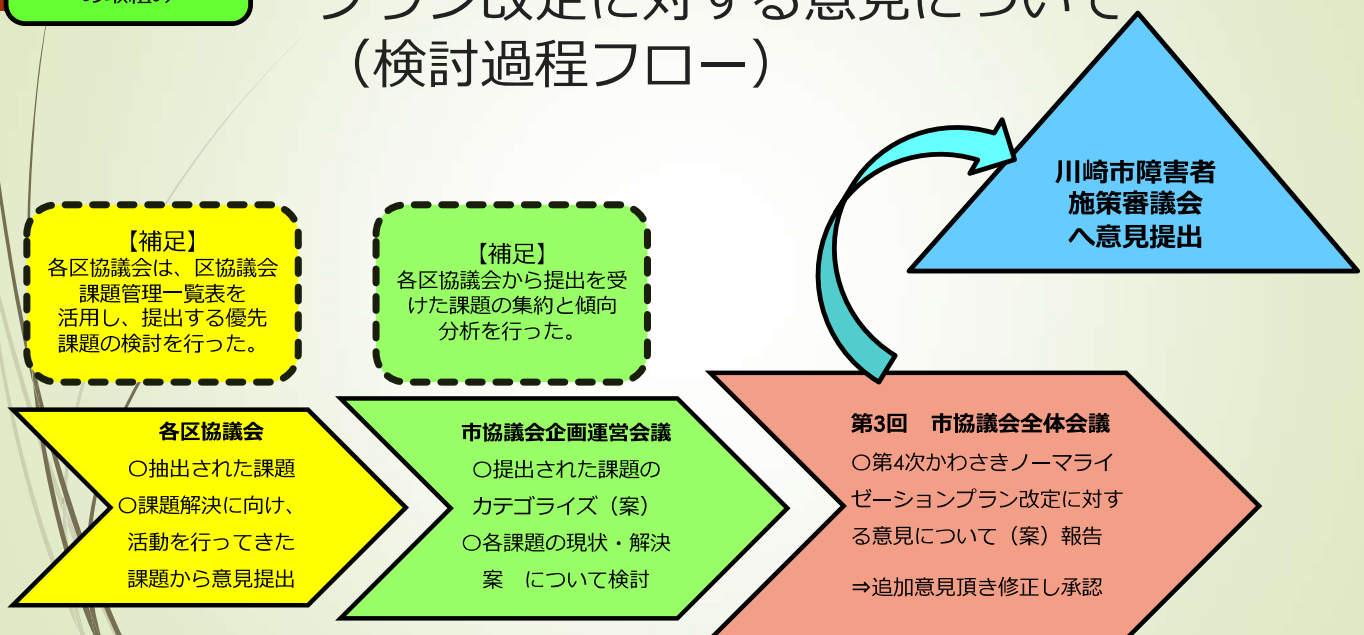
- ◆全区の課題を分類し、課題傾向を10項目にカテゴライズ、課題を類型化。
- ◆②系統目の課題の取扱いを試行した。全区の課題進捗の状況把握が詳細になった。  
※別紙 市協議会課題管理一覧表参照

改善に向けた意見（主だったもの）

- ◆今後、企画運営会議へ課題の定量提出が予想される。企画運営会議での課題協議の仕方について検討が必要。
- ◆②系統目の課題の取扱いの有効性を確認。協議会手引きに課題提出様式の更新と合わせて課題の取扱いについて変更が必要。
- ◆定期的にワーキングを開催し、更新作業をしてきたがPCデータの管理方法やホームページの活用について未検討。

市協議会  
企画運営会議  
の取組み

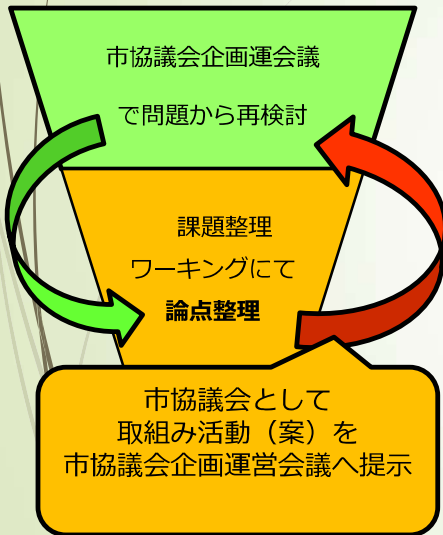
③第4次かわさきノーマライゼーション  
プラン改定に対する意見について  
(検討過程フロー)



課題整理  
ワーキングの取組

③ 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定に対する  
テーマ別意見への具体的な取組検討について【試行】

別紙参照



12/4 地域課題【市協議会企画運営会議整理WG】	④議題（テーマに対して協議会として取り組める事項）	
連携・つながり 教育と福祉の連携について 【教育と福祉の連携を深めていくことで、障害を持つ児童への効果的な支援を行っていくことができる。】	これまで、各区協議会の児童委員会等で「教育と福祉の連携」において取り組んでおり、協議の推進化する。まず、学童期相談支援の現状について協議を行い、今後の取組を話し、取り組める事項から市協議会（各区協議会とも協力しながら）として、具体的な取組を実施していく。	
①課題（事実入り、問題の発生している状況）	②課題（問題状況の整理、何が起きているのか？）	③改善できる手立て（手段等）
教育 福祉 子どもの権利の確保 児童福祉法、児童虐待防止法 教育と福祉の連携を深めていくことで、障害を持つ児童への効果的な支援を行っていくことができる。	①個別相談支援活動を通じての課題 年齢別の相談支援について、どの機関が担当しているのか？ 実施されているが、学童期の相談支援がケースごとに行き渡っていないため、学童期の相談支援がケースごとに行き渡っていないため、相談支援の体制や質が異なっている。状況がある。（年齢別相談支援の検証が必要）	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
自立した地域生活を送るための課題 自立した地域生活を送るための課題 自立した地域生活を送るための課題	②自立した地域生活を送るための課題 各区協議会で「連携の進め方」を課題テーマに設定し、教育との連携を進めているが、連携が促進されていない。情報提供を対面や見学会により行う。学童との連携が促進できない。情報が届かない。	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
一人ひとりのニーズにあった日中活動系サービスの整備 一人ひとりのニーズにあった日中活動系サービスの整備 一人ひとりのニーズにあった日中活動系サービスの整備	③教育と福祉の連携の在り方 何を求めている連携であるべきなのか？（目的が多岐にわたるため、不明確になっている。）教育関係機関と福祉関係機関との連携を進める必要がある。何を求めている連携であるべきなのか？（目的が多岐にわたるため、不明確になっている。）教育関係機関と福祉関係機関との連携を進める必要がある。	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
自立した地域生活を送るための移動手段の保障 自立した地域生活を送るための移動手段の保障 自立した地域生活を送るための移動手段の保障	④災害時等の対応に備えた市民等への障害理解及び情報提供 何を求めている連携であるべきなのか？（目的が多岐にわたるため、不明確になっている。）教育関係機関と福祉関係機関との連携を進める必要がある。	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
住まいに関する情報を適切に得られる仕組みづくり 住まいに関する情報を適切に得られる仕組みづくり 住まいに関する情報を適切に得られる仕組みづくり	⑤制度移行時における切れ目のない支援体制 何を求めている連携であるべきなのか？（目的が多岐にわたるため、不明確になっている。）教育関係機関と福祉関係機関との連携を進める必要がある。	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
医療と福祉の切れ目のない地域支援体制の構築 医療と福祉の切れ目のない地域支援体制の構築 医療と福祉の切れ目のない地域支援体制の構築	⑥障害児・者を取り巻く環境に対する支援体制 何を求めている連携であるべきなのか？（目的が多岐にわたるため、不明確になっている。）教育関係機関と福祉関係機関との連携を進める必要がある。	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
多様なニーズに対応する支援人材の確保 多様なニーズに対応する支援人材の確保 多様なニーズに対応する支援人材の確保	⑦精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備 何を求めている連携であるべきなのか？（目的が多岐にわたるため、不明確になっている。）教育関係機関と福祉関係機関との連携を進める必要がある。	①協議会、福祉関係機関等との連携 ②協議会、福祉関係機関等との連携 ③協議会、福祉関係機関等との連携
災害時等の対応に備えた市民等への障害理解及び情報提供 災害時等の対応に備えた市民等への障害理解及び情報提供 災害時等の対応に備えた市民等への障害理解及び情報提供		
制度移行時における切れ目のない支援体制 制度移行時における切れ目のない支援体制 制度移行時における切れ目のない支援体制		
障害児・者を取り巻く環境に対する支援体制 障害児・者を取り巻く環境に対する支援体制 障害児・者を取り巻く環境に対する支援体制		
精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備 精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備 精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備		

課題整理  
ワーキングの取組

③ 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定に対するテーマ別意見への具体的な  
取組検討について（ワーキングで取り組んだ課題類型項目との比較）

意見要旨の具体的な課題解決の取組について企画運営会議で「2」を試行検討

第4次ノーマライゼーションプラン改定意見要旨	課題整理類型項目
1、相談支援を必要な人に届けるための体制整備	①相談支援 ⑤情報
2、ライフステージごとに途切れない相談支援体制の充実	①相談支援 ⑤情報 ⑥連携・つながり
3、一人ひとりのニーズにあった日中活動系サービスの整備	③福祉サービス全般 ⑤情報 ⑦医療 ⑨社会資源
4、自立した地域生活を送るための移動手段の保障	③福祉サービス全般 ⑨社会資源
5、住まいに関する情報を適切に得られる仕組みづくり	⑤情報
6、医療と福祉の切れ目のない地域支援体制の構築	①相談支援 ⑤情報 ⑥連携・つながり ⑦医療
7、多様なニーズに対応する支援人材の確保	③福祉サービス全般 ⑩その他
8、災害時等の対応に備えた市民等への障害理解及び情報提供	①相談支援 ②権利擁護 ⑤情報 ⑥連携・つながり ⑧防災
9、制度移行時における切れ目のない支援体制	①相談支援 ⑤情報
10、障害児・者を取り巻く環境に対する支援体制	①相談支援 ⑥連携・つながり
11、精神障害者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備	①相談支援 ③福祉サービス全般 ④地域移行・地域定着 ⑥連携・つながり ⑨社会資源



PDC⇒Act  
課題整理  
ワーキング

## 今後の（次年度以降）課題整理・検討の取組みについて

項目	Check 効果があった事	Act 改善が必要な事柄
課題整理の流れ (区協議会)	区協議会での課題整理の取扱いの流れを標準化し、課題抽出の考え方や管理の方法がわかりやすくなった。（課題整理の手引きを作成）	区協議会では、毎年度、新たな構成員の参加も見込まれる為、課題整理の流れについて周知し、理解を得る為の定期的な機会の場を設ける必要がある。 ※各区協議会で取り組むべきか？ 市協議会連絡会で取り組むべきか？検討が必要。
課題管理 (市協議会)	市協議会企画運営会議課題整理WGが各区協議会の課題管理一覧表の提出を受け市協議会課題管理一覧表として管理し、企画運営会議へ報告をすることで、全区の課題傾向を把握しやすくなった。	各区協議会の課題管理一覧表の更新時期がバラバラになっている。集約時期を一定にし、リアルタイムに近い、課題傾向を把握する必要がある。
手引きや課題整理様式の一部修正 (市協議会)	課題提出票の様式を検討し試用したうえで変更した。活用のしやすさについて、各区協議会へのモニタリングを行っている。 新たな課題抽出・把握の流れを試行し、その有効性が明らかになった。	「協議会の手引き」に記載されている課題整理の流れについて修正していく必要がある。 また、課題整理に関連する様式について、引き続き活用のモニタリングを行い使い勝手の改善に努める必要がある。

PDC⇒Act  
市協議会  
企画運営会議

## 企画運営会議で課題の取組検討を実施して判明した事 (課題の取組検討の仕方について改善事項)

項目	Check 効果があった事	Act 改善が必要な事柄
第4次ノーマライゼーションプラン改定に対する意見の具体的な取組みの検討について 課題の取組検討の仕方① (市協議会)	今年度、企画運営会議にて取りまとめを行い、第4次ノーマライゼーションプラン改定に対する意見を作成した。 ※各区協議会の活動を通じ、明らかになった課題の集約を行い課題傾向を把握した上、解決案までを記載。 意見提出後、企画運営会議にて要旨項目の一つについて試行検討を実施。 課題整理ワーキングにて論点整理を行った。 ※企画運営会議で、その後の取扱いが未検討。	課題整理ワーキングにて整理した課題や提出を受けた各課題の解決・改善に向けた具体的な取組検討を市協議会企画運営会議で効果的に、かつ効率的な協議が行えるように、取組み検討の仕方に改善が必要である。
課題の取組検討の仕方② (市協議会)	市協議会企画運営会議の中で、課題整理ワーキングが中心となり、市協議会課題管理一覧表から、課題分類まで行った。 ※進捗管理していく為の仕組みを整備してきた。	今後、各区協議会から提出を受ける課題管理一覧表の課題分類を行うだけでなく、分類された課題を分析し、課題の解決の取組み方策等について企画運営会議が検討を行い、検討した事柄を各区協議会へフィードバックしていく必要がある。 そのフィードバックの仕方について検討が必要である。 ※企画運営会議内で課題整理ワーキングが取り扱う事柄の整理も合わせて確認していく必要がある。

## 市協議会 企画運営会議 課題整理ワーキング 担当機関一覧

	機 関 名	
川崎区	川崎区役所 高齢障害課	梶原
幸区	幸区役所 高齢障害課	野末
中原区	中原区役所 高齢障害課	谷本
高津区	高津区役所 高齢障害課	若井
宮前区	みやまえ基幹相談支援センター	野原
多摩区	多摩区役所 高齢障害課	渡邊
麻生区	あさお基幹相談支援センター	河村

<p>12/4 地域課題 【市協議会企画運営会議課題整理WG】</p>	<p>④論点（テーマに対して協議会として取り組む事柄）【案】 これまで、各区協議会の児童委員会等で「教育と福祉の連携」について取り組んできているが、課題の構造化をすることで、「すぐに取り組む事柄」「十分に検討を更に実施していく必要がある事柄」もわかってきた。まずは、学齢期相談支援の現状について検証を行い、それらを可視化し、取り組む事柄から市協議会（区協議会とも協力しながら）として、具体的な活動を実施していく。</p>
<p>①現状（事実記入。問題の発生している状況） ・教育側・福祉側、双方が互いの現状を把握できていない。 ・何が問題と捉えているのか？何をもって連携なのか？双方に言えること。 ・保護者や子供のニーズと教育機関の教育方針とで認識の差異があり、福祉に求めるニーズが其々に違いがある。 ・学校と放課後等デイの連携不足。 放課後等デイと相談支援の連携不足もある。 ・進路支援に福祉側がどの程度まで関与すべきか明確でない。 ・養護学校・特別支援学校だけでなく、支援級や普通級との相談支援の連携不足もある。 ・学齢期に関わる教育関連機関が具体的にどこか？ 何をする所なのか？理解できていない。 ・障害がグレーな子供に対して、ダイレクトに相談支援につなげるのが適とは考えられない。（意見） ・学齢期で問題が発生しているケース傾向は療育センターと途切れているケースが多い。（意見）</p>	<p>②課題（問題状況の解釈、何が起きているのか？） ①個別相談支援活動を通じての課題 学齢期の相談支援について、どこの機関が何をするとところなのか？双方（福祉側と教育側）の理解が十分に醸成されていない為、学齢期の相談支援がケースごとに手ざぐりな状況となっており、相談支援の体制や質が積みあがっていかない状況がある。（学齢期相談支援の検証が不十分。） ↓ ②自立支援協議会での活動を通じての課題 各区協議会で「連携の進まなさ」を課題テーマに設定し、教育との連携企画を行っているが、連携が促進されていかない。（情報提供を対象児や保護者にしようとしても、学校との連携がうまくいかず、情報が届けられにくい） ↓ ③教育と福祉の連携の在り方 何をもっての連携であるべきなのか？（目的が多面的な為、不明確になっている。）教育関連機関と福祉側がどのような連携を図っていくべきなのか？ 双方で課題共有ができていない。連携の意図や趣旨が不明確。福祉側も各機関ごとで連携の意味合いにズレがある。福祉側自体の連携も十分ではない。</p>
<p>③改善できる手立て（手段等） 【協議会で取り組めることに限らない手立て】 ・教育側、福祉側双方の関連する機関が どのような役割で何をしている所なのか？を 知り合う作業を試みる。 〇〇コーディネーター スクールカウンセラー 総合教育センター 等を窓口として。 ・連携の目的に応じた事例検討会や連絡会を教育側と定期的に開催していく。 ネタのアイデアはたくさんある！ ・学齢期によらない児童期の相談支援の在り方や児童期の福祉教育機関との連携の在り方の検討 ・学校PTAとの交流 ・対象児を想定した相談支援の普及啓発や広報 ※自立支援協議会の広報 ・障害に特化している教育機関だけでなく、一般的な教育機関と福祉機関との連携の在り方の検討 現状で、どこか、どこが連携することで相談支援が上手に活用してもらえるのか？ ・区協議会では出来ないが市協議会で取り組めることは何か 例えば代表者名を明確に出来る、連絡会の活用など。</p>	<p>③改善できる手立て（手段等） 【協議会で取り組めることに限らない手立て】 ・教育側、福祉側双方の関連する機関が どのような役割で何をしている所なのか？を 知り合う作業を試みる。 〇〇コーディネーター スクールカウンセラー 総合教育センター 等を窓口として。 ・連携の目的に応じた事例検討会や連絡会を教育側と定期的に開催していく。 ネタのアイデアはたくさんある！ ・学齢期によらない児童期の相談支援の在り方や児童期の福祉教育機関との連携の在り方の検討 ・学校PTAとの交流 ・対象児を想定した相談支援の普及啓発や広報 ※自立支援協議会の広報 ・障害に特化している教育機関だけでなく、一般的な教育機関と福祉機関との連携の在り方の検討 現状で、どこか、どこが連携することで相談支援が上手に活用してもらえるのか？ ・区協議会では出来ないが市協議会で取り組めることは何か 例えば代表者名を明確に出来る、連絡会の活用など。</p>